



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第58号 令和4年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
25	徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則	医療政策課
26	徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	農林水産政策課
27	徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	同
28	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則	畜産振興課
29	徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則	農林水産総合技術支援センター

【公布された条例等のあらまし】

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）

一 第一看護学科及び准看護学科の教育の内容を改めることとした。

二 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

三 一について所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

一 沿岸漁業改善資金に係る貸付資格の認定の申請について定めることとした。

二 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する資金の貸付けの特例の適用期間を令和五年三月三十一日まで延長することとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については、公布の日から施行することとした。

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）

一 認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施するのに必要な貸付金の償還期間及び据置期間を定めることとした。

二 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する資金の貸付けの特例の適用期間を令和五年三月三十一日まで延長することとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（規則第二十八号）

一 畜舎建築利用計画の認定申請書等に添付する図書を定めることとした。

二 敷地と道路との関係の特例の認定に係る申請書等の様式を定めることとした。

三 その他所要の規定を設けることとした。

四 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第二十

九号）

一 誓約書等の様式について所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十五号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表その一の表の部分を次のように改める。

	教 育 内 容	単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一四
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一六 六
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習	一 六 六 四 四 四 四 四 四 三 三 二 十 三 二
合 計	看護の統合と実践	一〇二

別表その三の表の部分を次のように改める。

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野
教育内容	論理的思考の基盤 人間と生活・社会	人体の仕組みと働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律	基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習
時間数	三五 三五	一〇五 三五 七〇 一〇五	二一〇 七〇 七〇 二四五 七〇 三八五
合計	一、八九〇		

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表その一及びその三の規定は、令和四年度以後に第一看護学科又は准看護学科に入学する者及び令和三年度以前に第一看護学科又は准看護学科に入学した者で令和四年度以後に第一看護学科又は准看護学科に入学する者の最短修業年限における相当学年に在学することとなるものに係る教育の内容について適用する。

徳島県規則第二十六号

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（貸付資格の認定の申請）」に改め、同条第一項中「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書」に改め、「（）」の下に「貸付申請書（様式第一号の二）」、「」を、「別に定める書類」の下に「（以下「認定申請書等」という。）」を加え、同条第二項中「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

第七条の見出しを「（貸付資格の認定）」に改め、同条第一項中「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書」に、「貸付けを」を「認定を」に、「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同条第二項中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に、「貸付けをしない旨の決定を行った」を「貸付資格の認定を行わなかった」に、「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

第八条中「による」の下に「貸付資格の認定の」を加え、「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同項第二号中「貸付金の貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同項第四号及び第五号中「貸付金の貸付け」を「貸付資格の認定」に改め、同項第六号中「貸付金の貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同条第二項中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改める。

第十一条中「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。
様式第一号を様式第一号の二とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第1号(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

郵便番号

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

〔 会社その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項に規定する(経営等改善措置・生活改善措置・青年漁業者等養成確保措置)に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を申請します。

様式第四号その1中「~~貸付け~~」を「~~貸付資格の認定~~」に、「第6条ノ4第1項」を「第6条ノ5第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項及び様式第四号その1の改正規定（「~~貸付け~~」を「~~貸付資格の認定~~」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

徳島県規則第二十七号

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十五条第一項の認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画（同条第二項に規定する認定特定植栽事業計画をいう。）に従って同法第二条第四項に規定する特定植栽事業を実施するのに必要な資金 十二年内（三年以内の据置期間を含む。）

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「同条第九号」の下に「及び第十号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十八号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）の施行については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 農林水産省 国土交通省 令第六号。以下「省令」という。）、「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」（令和三年農林水産省令第六十九号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第十五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(認定申請書に添付する図書)

第二条 法第三条第一項の認定の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 畜舎等の敷地と隣地又は前面道路とに高低差がある場合にあつては、それらの関係を示した図書
- 二 条例第二条第一項本文に規定する場合にあつては、崖の形状、土質等を明示した図書

(敷地と道路との関係の特例)

第三条 省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第一号）の正本及び副本に、省令別表第三の(五)の項に掲げる付近見取図、配置図及び適合性審査に必要な畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する図書並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号の規定による許可を受けていることを証する書類（当該許可を受けている場合に限る。）その他知事が必要と認めて別に指示する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(知事が必要と認める図書)

第四条 省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、指定確認検査機関（建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。次項において同じ。）の審査を受け、適合することを証する書類の交付を受けたときは、当該書類及び省令別表第一に掲げる図書とする。

2 省令第七十六条第一項の知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の認定畜舎等が法第六条第二項ただし書の規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関の審査を受け、適合することを証する書類の交付を受けたときは、当該書類並びに縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分が明示された配置図とする。

(知事が不要と認める図書)

第五条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第一項に規定する図書を添付する場合にあつては、省令別表第二から別表第八までの各項に掲げる図書（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第七条第一項に規定する消防長又は消防

署長の同意を得るために必要な図書及び省令第四十八条第二項の規定が適用される畜舎等にあつては、同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

（敷地と道路との関係に関する制限の付加の特例）

第六条 条例第三条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、省令別表第一及び別表第二に掲げる付近見取図、配置図、平面図及び二面以上の立面図その他知事が必要と認めて別に指示する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

（建築等又は利用の取りやめの届出）

第七条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめたときは、遅滞なく、取りやめ届出書（様式第二号）を提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第八条 法第十四条第四項に規定する身分を示す証明書は、様式第三号によるものとする。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条，第6条関係）

認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては，その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2. 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3. 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域，地域，地区又は街区：
- (3) 道路
 - ①幅員：
 - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 敷地面積
 - ①敷地面積：
 - ②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条に規定する畜舎等

の建蔽率：

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積：（申請部分 m^2 ）（申請以外の部分 m^2 ）（合計 m^2 ）

②建蔽率：

(8) 床面積：（申請部分 m^2 ）（申請以外の部分 m^2 ）（合計 m^2 ）

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

4. 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

様式第2号（第7条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたので、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 取りやめの年月日：
3. 取りやめの理由：
4. 備考：

様式第3号 (第8条関係)

(第1面)

第 号	
立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
徳島県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 第1面の押印は、第2面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法令の条項に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められていない場合には、これを省略することができる。

徳島県規則第二十九号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第二項中「身元保証人」を「保証人」に改め、同条第三項中「身元保証人が」を「保証人が」に、「身元保証人住所等変更届」を「保証人住所等変更届」に改め、同条第四項中「身元保証人を変更しようとする」を「保証人を変更した」に、「新たに身元保証人となろうとする者と連署して、身元保証人変更承認申請書」を「当該変更に係る保証人と連署した保証人変更届」に改める。

様式第四号中「引き受けることを誓います」を「引き受けるとともに、授業料その他在学中に生じる一切の債務（極度額 円）について、本人と連帯して責任を負います」及び「身元保証人」を「保証人」に改める。

様式第五号中「身元保証人住所等変更届」を「保証人住所等変更届」及び「身元保証人の」を「保証人の」に改める。

様式第六号を次のように改める。

保証人変更届

年 月 日

学 生 氏 名

旧保証人 氏 名

年 月 日から次のとおり保証人を変更したので、届け出ます。

新保証人	現住所	
	氏名	
旧保証人	現住所	
	氏名	

上記の学生について、関係諸規則を守らせ、在学中、本人の身上に関する一切のことは、保証人において引き受けるとともに、授業料その他在学中に生じる一切の債務(極度額 円)について、本人と連帯して責任を負います。

新保証人 現住所

学生との続柄

氏 名

徳島県知事 殿

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十条、様式第四号、様式第五号及び様式第六号の規定は、令和五年度以降の農業大学校への入学の許可を受けた者について適用する。